

配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度の導入について

 **配偶者同行休業の取得者に係る代替職員の採用制度を導入する。**

内 容

1 趣旨

仕事と配偶者等との家庭生活の両立を支援するとともに、有為な職員の継続的な勤務を確保し、公務への円滑な復帰に資する環境整備として、休業を取得する職員と組織の負担を軽減する措置の拡充を図るため、配偶者同行休業に伴う代替職員採用制度を導入する。

※配偶者同行休業とは、職員の継続的な勤務を促進することを目的として、3年を超えない範囲内において、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にすることを可能とするための制度である。

2 内容

配偶者同行休業の取得者に係る代替職員の採用制度として任期付採用及び臨時的任用の制度を導入するとともに、年次有給休暇及び特別休暇の対象に配偶者同行休業の取得者に係る代替職員を加える。

3 改正を要する条例等

- ・中央区職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年7月中央区条例第10号）
- ・中央区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年3月中央区条例第3号）
- ・中央区職員の配偶者同行休業に関する条例施行規則（平成26年7月中央区規則第24号）

4 施行予定日

令和8年4月1日